

松伏町 中小事業者省エネ設備導入促進補助金 Q & A

No.	質問	回答																																							
1	補助金はどのように計算されますか。 ※ 省エネ家電の購入も可能です。 省エネ家電を購入する際は、町ホームページの省エネ家電のQ & Aを確認ください。 省エネ家電を購入する場合でも、中小事業者省エネ設備導入促進補助金の上限額は500,000円です。	契約書や領収書内訳から、対象の本体価格の合計額を確認します。その合計額から、各種割引額等を引いた額が補助金の計算の基礎となる額です。 この基礎となる額の半額（1,000円未満切捨て）で、上限を500,000円としたものが補助金額です。 ★領収書の対象・非対象の例は次のとおりです。 補助対象……………無地 補助対象外………黄色マーカー（既存エアコンの）取外し・処分費200,000円、消費税115,000円） 表内の項目は、消費税抜きの金額です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>領収書</th><th>補助計算</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エアコン本体</td><td>800,000</td><td>800,000</td></tr> <tr> <td>取付価格</td><td>200,000</td><td>200,000</td></tr> <tr> <td>本体・取付 計</td><td>1,000,000</td><td>1,000,000</td></tr> <tr> <td>既存エアコン取外し・処分費</td><td>200,000</td><td></td></tr> <tr> <td>値引き</td><td>-20,000</td><td>-20,000</td></tr> <tr> <td>割引クーポン</td><td>-20,000</td><td>-20,000</td></tr> <tr> <td>ポイント</td><td>-10,000</td><td>-10,000</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,150,000</td><td>950,000</td></tr> <tr> <td>消費税</td><td>115,000</td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>1,265,000</td><td>950,000</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>合計×1/2</td><td>632,500</td><td>475,000</td></tr> <tr> <td>上限500,000円</td><td>500,000</td><td>475,000</td></tr> </tbody> </table> 領収書の支払い額は1,265,000円ですが、△取外し・処分費200,000円、消費税115,000円が対象外ですので、補助対象項目で計算し、本体価格から割引額を引いた950,000円が補助対象額となります。 補助金は、950,000円の半額（1/2を掛けた額）の475,000円です。 この額は補助上限額の500,000円以下ですので、この475,000円が補助額となります。（別の高額なエアコンを購入した際に、同様の計算で500,000円を超える場合は、補助上限額の500,000円が補助金額となります。） ご注意いただきたいのは、領収書には、取外し・処分費や消費税のように補助対象以外の金額が表示されていることです。 本補助金では、それらは対象外となりますので、単純に領収書の支払額の半額を補助金計算の基礎とするものではないことをご理解ください。 また、合計金額だけの領収書では、内訳や消費税の額が不明ですので、販売店で作成した内訳を添付してください。これは、レシートでも構いません。		領収書	補助計算	エアコン本体	800,000	800,000	取付価格	200,000	200,000	本体・取付 計	1,000,000	1,000,000	既存エアコン取外し・処分費	200,000		値引き	-20,000	-20,000	割引クーポン	-20,000	-20,000	ポイント	-10,000	-10,000	小計	1,150,000	950,000	消費税	115,000		合計	1,265,000	950,000	合計×1/2	632,500	475,000	上限500,000円	500,000	475,000
	領収書	補助計算																																							
エアコン本体	800,000	800,000																																							
取付価格	200,000	200,000																																							
本体・取付 計	1,000,000	1,000,000																																							
既存エアコン取外し・処分費	200,000																																								
値引き	-20,000	-20,000																																							
割引クーポン	-20,000	-20,000																																							
ポイント	-10,000	-10,000																																							
小計	1,150,000	950,000																																							
消費税	115,000																																								
合計	1,265,000	950,000																																							
合計×1/2	632,500	475,000																																							
上限500,000円	500,000	475,000																																							

2	補助上限額よりも安い対象設備を買った場合も補助対象になるか？	補助対象となります。例えば、省エネ基準を満たす冷蔵庫を税込み 302,500 円で購入した場合、消費税抜きの本体価格は 275,000 円ですので、その 1/2 の 137,500 円の千円未満切り捨ての 137,000 円が補助金となります。
3	対象経費と対象外経費にはどのようなものがありますか。	概ね下記のとおりです。不明な場合は松伏町環境経済課に確認してください。 ※対象となる費用の例 ・省エネ設備の本体価格 ・設置工事費 ・配送料（運搬費） ※対象とならない費用の例 ・消費税及び地方消費税 ・設備リサイクルに係る費用 ・延長保証料 ・付属品に係る費用 ・手数料 ・処分費 ・割引クーポン、各種ポイント、商品券等を使用して購入した場合の相当額（ポイント等を使用した値引後の金額を対象とします） ・その他町長が適当でないと認める費用
4	保証（補償）料金は対象経費となるか。	対象外となります。 購入店等以外で加入する保険費用も対象外となります。
5	電子マネー、クレジットカード、QRコード決済で支払っても対象となるか。	対象となります。 申請時に領収書又はレシートの写しの添付が必須となりますので、領収書又はレシートが発行されることをご確認の上、ご利用ください。
6	分割払いの場合、対象となるか。	対象となります。
7	対象となる設備を複数設置したら、それら全てに補助金が出るか。	中小事業者省エネ設備導入促進補助金は、1 工事に対し補助しますので、1 工事で複数の設備を設置する場合は、補助上限額の範囲内で補助します。
8	購入に伴い付与されるポイントは購入費用から減額されるか。	購入費用からの減額はしません。本体購入費用の実支出額で判断します。 支払金額に応じて付与されるポイントや、クレジットカード会社等が実施する請求額の減額等については、補助金の計算には含みません。
9	領収書が出ない場合はどうしたらよいですか。	領収書が発行されない場合は、領収書の代わりとして、代金を支払ったことが分かる書類（支払証明書など、書式は任意。ただし販売者の押印があるもの）を販売業者に作成を依頼し、添付してください。なお、請求書では領収書の代わりとはなりません。

10	店舗・事業者には条件はあるか。どの店舗で買っても対象となるか。	国内の実店舗で購入・設置工事したものが補助対象となります。 購入・設置工事店舗の条件はありませんが、領収書や保証書等の必要書類を発行できることが条件となります。 インターネットでの購入（ネット通販やオンラインショップでの購入）も補助対象です。 ただし、販売業者ではない個人からの購入は対象外です。
11	対象設備は何ですか。	●統一省エネルギーラベルが3つ星以上の以下の製品 (1) エアコン（省エネ基準 2027 年度目標） (2) 冷蔵庫（省エネ基準 2021 年度目標） ※統一省エネルギーラベルは、「省エネ型製品情報サイト」 https://seihinjyoho.go.jp/の各製品ページの多段階評価点をご確認ください。 ※サイトに登録のない製品については、製造事業者や販売店などにご確認ください。 ●省エネ法のトップランナー基準達成率100%以上の設備 （導入しようとする製品（型番）が、トップランナー基準を満たしていることをカタログやメーカーのホームページ等で確認） （表示例） 家庭用の場合：以下のマークが表示 省エネ性能ラベルの表示例。ラベルには「省エネ性能」のタイトルがあり、3つの黄色い星と1つの半星のアイコンで「3.0」が示されています。下部には「省エネ基準達成率 100%」と「APF 6.6」が表示されています。さらに「この製品を1年間使用した場合の目安電気料金 18,000 円」という大きな数字で示されています。ラベルの右側には「ポイント1: ★の数や点数による省エネ性能」、「ポイント2: 省エネ基準の達成率」、「ポイント3: 年間の目安電気料金」という3つのポイントが説明されています。 ●経済産業省所管「省エネルギー投資促進支援事業『(Ⅲ) 設備単位型』」の補助対象設備（業務用製品の対象設備） (1) 高効率空調（業務・産業用エアーコンディショナー等） (2) 冷蔵設備（冷凍設備、冷凍冷蔵設備を含む） 以下のホームページで、型番が登録・公表されている製品が対象設備です。 https://sii.or.jp/setsubi07r/search/ https://sii.or.jp/setsubi06r/search/ ●LED以外の既設の照明器具からの設備交換を含めた工事 ※電球のみの交換は補助対象とはなりません。

12	申請はどの時点で受付とみなされるのか。	申請に対し、すべての書類が揃っていることを環境経済課職員が確認した時点です。申請後、記載内容や書類不備が判明した場合は受付できません。受付できない場合は、その旨を通知します。
13	申請書類が受付されたことが分かる証明はもらえるのですか。	申請時に機械が自動応答で発信するメールとは別に、町職員がメールで送ります。
14	予算の終了はエアコンや冷蔵庫、LEDの区分ごとで分けるのか。	設備の区分ごとで分けず、予算総額の範囲内で交付します。
15	補助金の支給はいつ頃になるのか。	設置完了後に提出する実績報告書兼請求書の提出後 1 か月程度で指定口座に振り込む予定です。 ただし、申請が一時期に集中した場合は、遅れる可能性があります。
16	本社は他市町村にあるが、松伏町に事務所がある。補助の対象になるのか。	補助対象となります。
17	個人事業主は、補助対象ですか。	補助対象となります。
18	不動産賃貸のオーナーが住宅用賃貸アパートのエアコンを買替える場合、対象となるか。	対象となります。
19	店舗兼住宅に居住しているが、対象となるか。	対象設備の設置場所が店舗部分であれば、対象となります。
20	国や県の別の補助金を受けているが、本補助金の対象になるか。	同じ製品を重複して補助対象とした場合、松伏町省エネ設備購入支援事業補助金の対象外となります。
21	リユース（中古）品、リース品も対象になるか。	補助対象外です。新品の購入・設置を条件としています。
22	インターネット等通販で購入した場合でも対象となるか。	補助対象です。但し、国内の販売所からの購入を対象としています。（個人間取り引きは対象外となります）

23	エアコンや冷蔵庫を 購入する際に、能力や 容量の制限はあるか。	購入製品の能力や容量などには制限はありません。可能な限り、省エネ性能 の高い機種への買替えをご検討ください。
24	設備量販店のオリジ ナルモデルも補助対 象になりますか。	対象設備の要件を満たしていれば対象になります。 なお、一部のオリジナルモデルについては、「省エネ型製品情報サイト」に掲 載がない場合がありますので、メーカーや購入店舗にご確認ください。 対象設備である場合は、説明書やパンフレットなど対象であることを確認で きる書類を申請書に添付してください。
25	いつからの購入が対 象ですか。既買って しまった設備は対象 になりますか。	購入及び設置対象期間は、令和 8 年 4 月 1 日（水）以降のものです。 例、令和 8 年 3 月 31 日に購入し、4 月 1 日に設置した場合は対象となりませ ん。
26	いつ申請すればよい ですか。	申請受付期間は、令和 8 年 10 月 15 日（木）から同年 10 月 28 日（水）まで です。この期間内の申請が予算上限に達した場合は、抽選によって補助対象 者を決定します。
27	実績報告書では、エア コンの写真は室外機 も撮らないといけな いのか。	実績報告書におけるエアコンの写真は、本体（室内機）のみで構いません。 部屋のどこに設置したのか、部屋が写るように撮った写真と、エアコンの型 番が分かるようにズームした写真が必要です。 冷蔵庫、LED 照明の写真も同様です。
28	レシートを領収書と して使用できるか。	「購入日」「購入した製品名又は型番」「購入店舗」「支払金額（内訳）」が分か れば様式は問いません。
29	保証書は設備販売店 のレシートについて いるものでよいか。	原則、メーカーが発行した保証書のコピーが必要となります。 保証書にレシートを一緒に添付して保管するように販売店が説明することが 多いです。 対象製品の区分、メーカー、型番等が確認できるものであれば、メーカー発 行の保証書以外に販売店からの長期保証書等でも構いません。
30	どこに申請すればよ いですか。	町ホームページから、電子申請をお願いします。郵送での申請は受け付け ていません。問い合わせは、松伏町役場環境経済課へお願いします。電話 048- 991-1839。役場窓口は午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで（土日祝を除く）
31	事前に補助要件を満 たしているか確認し てから申請したいの ですが、電話すれば確 認してもらえますか。	申請内容が補助要件を満たしているかの事前確認は行いません。 ご自身で申請内容をご確認いただき、申請を行ってください。
32	申請用紙はどこで手 に入りますか。	電子申請による受付となります。松伏町ホームページの電子申請からお入り ください。 電子申請が困難な方（スマートホン、パソコンを使用していない方）は、環 境経済課にご相談ください。

33	必要書類の領収書やレシートはコピーでもよいですか。	申請時は、電子申請に画像を添付してください。 実績報告時は、コピーを提出してください。
34	申請時の必要書類は何ですか。どのような書類を求められますか。	申請に必要な書類は以下のとおりです。 (1) 松伏町省エネ設備購入支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)【電子申請】 (2) 補助対象機器の購入若しくは設置に係る経費の内訳が分かる領収書等若しくは見積書等(店舗が発行したもの)の写し(保証書等の書類と合わせる事で内容を証明することを可能とします) (3) 補助金要綱で定めている省エネ設備であることが確認できるカタログ等やホームページの写し (4) 委任状(代理人による申請の場合に必要です。本人申請の場合は必要ありません。)
35	領収書等を捨ててしまいました。購入店舗で、またもらえるでしょうか。	購入店舗にお問合せください。 なお、領収書等は購入した証拠となりますので、提出できない場合は補助申請が受付できません。
36	販売店で発行した領収書は、何が記載されていればよいか。	● 国内に所在する店舗で対象設備製品を購入したことを証明できる必要があります。 ● 購入日、購入店名、購入製品名又は型番、本体価格、本体以外の購入費が含まれる場合はその費用、消費税、購入金額等が必要です。(領収書は総額の記載のみである場合は、別途、補助対象設備の製品名又は型番、本体価格、本体以外の購入費が含まれる場合はその費用、消費税、購入金額などの<u>内訳書などの書類を領収書と一緒に添付してください。</u>) ● 領収書の宛名は、申請者と同一であることが必要です。
37	補助金振込先の口座は本人、法人名義以外の口座でも可能ですか。	補助金の振込先口座は申請者本人、法人名義のものに限ります。
38	補助金の振込先として使える金融機関を教えてください。	原則、国内の金融機関であれば対応可能です。
39	レシートや領収書の中に対象外の製品が含まれていても問題ありませんか。	問題ありません。 ただし、対象外の製品が含まれている場合は、対象設備本体の購入金額が確認できることが必要です。円滑な審査のため、対象外の製品には「対象外」とメモしていただくなど、ご協力をお願いします。
40	この補助金は、どのような制度ですか。	中小事業者の地球温暖化対策への意識啓発を図るとともに、エネルギー価格の高騰等の影響を受けている中小事業者を支援するため、省エネ設備の購入

		を行う者に対し、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、予算の範囲内で松伏町省エネ設備購入促進補助金を交付します。
--	--	---